解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月二十八日開催の社員総会の決議並びに宮城県知事の認可により、平成二十四年十一月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十一日

宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入六五―五

医療法人社団養信会

清算人　髙橋　寿

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年六月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに千葉県知事の認可により、平成二十四年十二月十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十一日

千葉県柏市柏一丁目二番三七号

医療法人社団健歯会

清算人　永井　晃

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年十二月三十一日付けで解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十一日

京都市左京区吉田本町宮有地京都大学内

財団法人岩井奨学資金

清算人　松本　紘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市双見町四四番地、最後の住所北海道函館市双見町四六番地二

被相続人　亡　金澤　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十一日

北海道函館市新川町二一番一三号

相続財産管理人　弁護士　井口　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北安曇郡池田町大字池田二一五六番地、最後の住所長野県北安曇郡池田町大字池田二一五六番地一〇

被相続人　亡　西澤かを江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十一日

長野市西町五六八番地一　長野第一法律事務所

相続財産管理人　山田　政樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市錦織一丁目五番、最後の住所滋賀県大津市見世二丁目九番二五―二〇九号

被相続人　亡　谷口　忍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十一日

事務所滋賀県大津市粟津町四番九号ステーションプラザ二階石山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　富塚　浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区中堂寺坊城町三〇番地、最後の住所京都市中京区壬生東檜町二〇番地一エスポワール和四〇一号

被相続人　亡　桂　安延

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十一日

京都市中京区御幸町通竹屋町上ル新井ビル一―一　こもれび法律事務所

相続財産管理人　宮本　恵伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県篠山市追入一五三番地、最後の住所大阪府吹田市津雲台二丁目二番C四四―二〇一

被相続人　亡　加賀尾文利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十一日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館三階

相続財産管理人　弁護士　藪下　富紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市加茂町大字下加茂七二二番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　河中　雪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十一日

事務所広島県福山市東町二丁目三番二三号

相続財産管理人　弁護士　木山　潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市岩国一丁目四八四番地、最後の住所広島市西区福島町二丁目二一番一号

被相続人　亡　梅津　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十一日

山口県岩国市錦見二丁目四番九五号、事務所山口県岩国市錦見一丁目一四番一五号

相続財産管理人　是國　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区猿楽町三二番地、最後の住所福岡県福岡市早良区百道浜四丁目三番一―四〇五号

被相続人　亡　井上　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十一日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三号

相続財産管理人　村田　圭亮

第5期決算公告

平成25年1月21日

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

タウンパートナーズ一般社団法人

代表理事　大山　賢一

貸借対照表の要旨（平成24年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,915
	固定資産	1,600
	資産合計	4,515
負債及び純資産の部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金等	4,445
	基金	14,200
	利益剰余金	△9,754
	その他利益剰余金	△9,754
	（うち当期純損失）	(5,119)
	純資産合計	4,445
	負債・純資産合計	4,515

第6期決算公告

平成25年1月21日

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

RBホールディングス一般社団法人

代表理事　大山　賢一

貸借対照表の要旨（平成24年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,799
	固定資産	10,000
	資産合計	12,799
負債及び純資産の部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金等	12,729
	基金	18,400
	利益剰余金	△5,670
	その他利益剰余金	△5,670
	（うち当期純損失）	(816)
	純資産合計	12,729
	負債・純資産合計	12,799

第50期決算公告　平成25年1月21日

栃木県小山市本郷町一丁目3番26号

株式会社三興商事

代表取締役　田名網宏彰

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	66,870
	固定資産	127,325
	繰延資産	11,981
	合計	206,176
負債及び純資産の部	流動負債	231,033
	固定負債	15,777
	株主資本	△ 40,634
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 50,634
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	△ 52,634
	（うち当期純損失）	(14,999)
	合計	206,176